

資料1

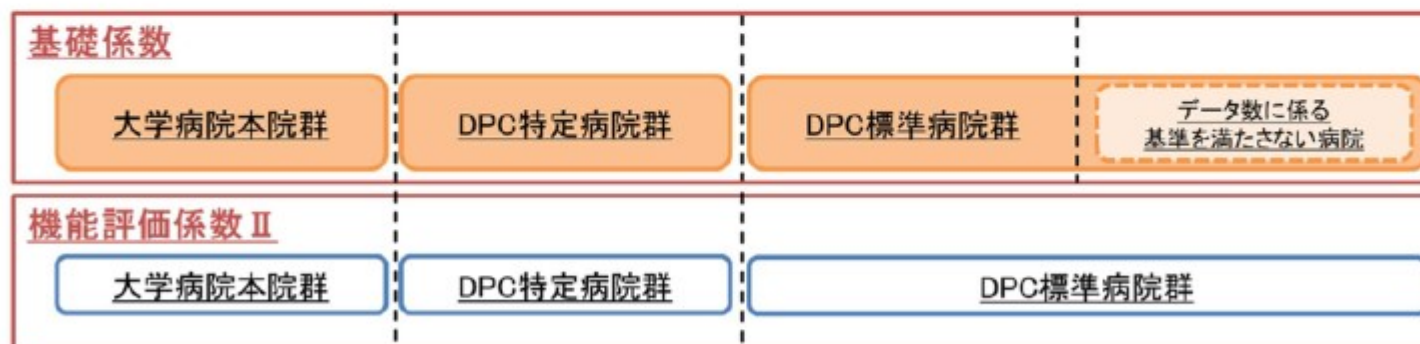
令和6年度診療報酬改定 II-4 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価-②

基礎係数の見直し

基礎係数の見直し

- ▶ 従前の考え方を維持し、3つの医療機関群を設定した上で、令和6年度診療報酬改定においては、データ数に係る基準（1月あたり90以上）を満たさない医療機関について、診療密度（相対値）が相対的に低いことを踏まえ、基礎係数の評価を区別する。

【令和6年度改定における基礎係数の評価(イメージ)】



厚生労働省の資料を基に作成